

習志野市農業委員会総会議事録

平成27年第5回習志野市農業委員会総会は平成27年5月25日（月）
JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後 3時より

1. 委員の出欠席 17名中 15名出席 欠席 1名

※ 15番は欠番

委員氏名 （網掛けは欠席委員）

1 番 三代川 正夫	2 番 三橋 喜左衛門	3 番 三代川 彦博
4 番 合間 正秋	5 番 立崎 誠一	6 番 伊東 壽
7 番 三橋 武夫	8 番 葛城 芳一	9 番 相原 和幸
10 番 伊藤 和彦	11 番 飯生 良	12 番 田久保 征夫
13 番 小川 孝雄	14 番 荒原 ちえみ	

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 4 番 合間 正秋 7 番 三橋 武夫

1. 議案審議結果

上 程 2 件 承 認 2 件 不 承 認 0 件 審 議 未 了 0 件

1. 閉会時間 午 後 4 時 3 0 分

1. 付議事項

議案第1号 議席の決定について

議案第2号 農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更に関する審議について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書（相続）について

議 長	只今より、平成２７年第５回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 議事に入る前に、５月２５日付けで、農業委員会等に関する法律』第１２条第２号の規定により本日、市長が選任する委員の２号委員、３名の辞令交付があり今日から私達と共に農業委員として業務に携わっていただく、市議会選出の学識経験者としての委員を紹介いたします。宜しく願いいたします。 それでは事務局、３名の委員を紹介して下さい。
事務局	・・・委員の紹介（相原委員・荒原委員・立崎委員）・・・
議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 本日の欠席委員は、３番 三代川 彦博 委員より事前に欠席の報告をいただいています。 よって１名の欠席と１名の欠員を含め１７名中１５名の出席により、本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会総会会議規則」第２６条第２項の規定により議長より指名させていただきます。 ４番 合間 正秋委員、 ７番 三橋 武夫委員の両名を指名いたしますので宜しく、お願いいたします。 本日の議案案件は、２件でございます。 それでは、議案第１号の「議席の決定について」を議題とさせていただきます。 事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	議案第 １ 号 議席の決定について 農業委員会等に関する法律第１２条第２号の規定により平成２７年５月２５日付けで習志野市長より、新たに３人の推薦委員が選任されたことから、習志野市農業委員会総会会議規則第７条第２項の規定に基づき、議席を決定するものです。

議 長	平成 2 7 年 5 月 2 5 日提出 《根拠条文》 「農業委員会等に関する法律」第 1 2 条 (選任による委員) 第 1 2 条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。 一 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事(経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員)又は組合員各一人 二 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 4 人(条例でこれより少ない人数を定めている場合にあっては、その人数)以内 「習志野市農業委員会総会会議規則」第 7 条 (議席の決定) 第 7 条 委員の議席は、一般選挙後の最初の総会において、くじで定める。 2 一般選挙後新たに選挙又は選任された委員の議席は、その都度会長が定める。 3 議長は、必要があると認めたときは、総会に諮って議席を変更することができる。 4 議席には、番号及び氏名標をつけるものとする。 3 名の委員の議席を確定したいと思います。 『習志野市農業委員会総会 会議規則 第 7 条第 2 項』の規定により、『会長が定める』となっておりますので、私の方から議席を決めさせていただきます。 現在、議会選出の委員さん 3 名分の議席は 5 番・9 番・14 番が空席となっています、その空席番号内で、それぞれの議席を割り振りたいと思います。 5 番には、立崎 誠一委員とし、9 番には、相原 和幸委員として 1 4 番には、荒原 ちえみ委員とさせていただきます。 事務局は、各議席に案内して下さい。
事務局	・・・議会選出委員をそれぞれの議席に案内する・・・ ・・・3 各の委員議席に着席・・・

議 長	議席番号も確定したところで、公選委員 12 名及び JA 千葉みらい推薦の伊藤委員それぞれ初対面の方もいると 思いますので、自己紹介をお願いいたします。
各委員	・・・会長・会長職務代理者・議席番号 1 番から順次自己紹介・・・
議 長	なお、農業委員会企画委員については、前回に引き続き市議会 推薦の相原 和幸委員にお願いしたいと考えております。 皆様いかがでしょうか。
各委員	・・・異議なしの声・・・
議 長	それでは、相原委員よろしくをお願いいたします。 皆様にお諮りします。 第 2 号議案に入る前に、本日、都市整備部 道路交通課より 鷺沼西跨線橋の修繕工事について説明に来ていますので その説明を受けてから第 2 号議案に入りたいと思いますが 宜しいでしょうか。
各委員	・・・各委員異議なしの声・・・
議 長	ありがとうございます。 道路交通課職員の説明が終わるまでの間、暫時休憩いたします。 事務局、道路交通課職員の入室を許します。 ・・・道路交通課職員説明・・・
議 長	休憩前に戻り会議を続けます。 それでは、『議案第 2 号』 農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更に関する審議について 事務局より、議案の朗読及び説明を求めます。 事務局、お願いいたします。
事務局	議案第 2 号 農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更に関する審議について

議 長	平成２７年４月２２日付け千みらい発第９４号にて、千葉みらい農業協同組合代表理事組合長 林 茂壽 氏より習志野市長に対し「農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更承認申請書」の提出があり、平成２７年５月１日付け農政第１１６号にて習志野市長より「農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更に関する審議について」の依頼が農業委員会会長にあったので審議を求めるものです。 平成２７年５月２５日提出 《変更理由》 平成２６年４月に国の農地集積に関する施策「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」が施行し、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」が改正されたことに伴う変更 《変更概要》 農地中間管理事業の創設と同時に農地保有合理化事業が廃止されたことにより農地利用集積円滑化事業に関する規程の一部を変更する必要があるため。 この規程の変更は、習志野市長及び千葉市長による承認があった日から効力が生じる。 市長への回答期限：平成２７年５月２９日（金） こちらにつきましては、農地保有合理化法人の廃止と農地中間管理機構の創設に伴い千葉みらい地域本部の農地利用集積円滑化事業に関する規程の一部の変更に 対し、習志野市の承認を求めるものです。 事務局ご苦労さまでした。 ここで、本議案について「農業委員会等に関する法律」第２４条の 議事参与制限により、１０番 伊藤 和彦 委員の^{じよせき}除斥を求めます。 審議終了までの間、別室でお待ちください。 伊藤委員が退席する間、暫時休憩いたします。 ・・・伊藤委員別室へ移動・・・
議 長	休憩前に戻り会議を続けます。 この案件について、ご意見ご質問等のある方は挙手願います。
議 長	事務局にお尋ねいたします。 この案件について、補足説明等ございますか。

事務局	農地を貸し借りする場合は、農地法第3条や、農地利用集積というかたちでの農地の貸し借りが、できる制度もあります。その他に農地中間管理機構を通して農地を貸し借りすることもできます。 農地中間管理機構が発足されたのが、平成26年4月で、それ以前でしたら千葉県水産公社というところがありました。 農地の貸し借りが、農地中間管理機構に変わった。また全国的にもこのような形になりました。JA千葉みらいでも農地の貸し借りについて規程を見直さなければいけないという中で、今回習志野市長に提出され、農業委員会に承認を求めるということになります。 借りたい、貸したいは、農業委員会の農地法でも結構ですし、利用集積で市へ申請する方法などがあり、農地中間管理機構関係の条文整備となります。
議 長	よろしいですか。あくまでも条文整備ということです。
立崎委員	よろしいですか。
議 長	はい、立崎委員どうぞ。
立崎委員	今、伊藤委員が退席したのですが、理由がわからないのですが。
事務局	こちらは、JA千葉みらい本部から習志野市に対して意見を求めているものなので今、退席した伊藤常務はJA千葉みらいの方なので、そこで提出されたものに対して賛否をとることについて、議事として制限をされていますので、退席をしていただきました。
議 長	これから、賛否をとりますので、関係ある議案なので退席を願ったということです。 よろしいですか。
立崎委員	わかりました。
三橋喜左衛門 委員	農地中間管理機構で対象になっているところは結構あるんですか。
事務局	農地中間管理機構についてお話すると時間をとりますが、昨年度の実績ですと県内で2ヘクタールが対象となっていると聞いています。 今後、力をいれていかなければいけないと国の方から言ってきています。

議 長	習志野市の場合は、こんな狭いところです。 我々農業委員が確認をするんですが、今までどおり農協さん通しでやるなり、農政課を通すなり、方法とすれば従来どおりかなと思います。 もっと農地が広ければ還元してくるのかなと思いますが。
事務局	農地中間管理機構自体、まだ皆さんに周知が充分でないところもあります。
三橋喜左衛門 委員	そうですね、良くわかってないですね。
議 長	他に質問はないですか。
立崎委員	今の問題提起について、まだ良く理解されてないのですが、それに対しての賛否の判断をするのは、少しきついところがあるんですが。
議 長	この案件については、事務局が言ったとおり、あくまでも文面の変更、字句修正なんです。
立崎委員	それだけですか。
議 長	はい、それだけです。事務局字句修正ということでよろしいんですよね。
事務局	はい、組織が変わったということだけです。
職務代理	新旧対照表の備考欄に修正とか変更と説明書きが記載されていますので、それをみていただければと思います。
議 長	他に質問等が無ければ、採決いたします。 議案第２号の「農地利用集積円滑化事業に関する規程の変更に 関する審議について」の決定について、ご異議なければ 決定についての同意を求めます。 同意される方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちまして、議案第２号は承認されましたので、 事務局は市長に回答してください。

伊藤委員	それでは、事務局 10 番伊藤和彦委員を席に案内してください。 それまでの間、暫時休憩いたします。 ・・・・・・自席に着席・・・・・・
議 長	続きまして、報告第 1 号及び報告第 2 号、報告第 3 号で ございますが、皆様、事前にご覧頂いていると思いますが、 ご質問等がありましたら挙手願います。 ありませんか。 局長、新しい委員さんもいらっしゃるので、 報告第 1 号、2 号、3 号について説明をお願いします。
事務局長	・・・・・・資料にて説明・・・・・・
議 長	何もなければ、これを持ちまして、 平成 27 年第 5 回 習志野市農業委員会を終了いたします。